

議案第 36 号

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正について

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 17 日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会訓令第 号

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱

丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱(平成 17 年教育委員会訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

決 裁	校 長

自家用車使用登録申請書

年 月 日

(所属長) 様

職・氏名

公務に使用する自家用車の登録について、丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

免 許 証	免許の種類		取得年月日		有効期限		
			年 月 日		年 月 日		
過去1年以内の交通違反等による起訴		<input type="checkbox"/> 無		過去1年以内の免許取消し又は停止		<input type="checkbox"/> 無	
自家用車	車種				車名		
	登録番号				定員	人	車検期限 年 月 日
	所有者				続柄		
責任保険等	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
任意保険	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
	加入内容	対人賠償	<input type="checkbox"/> 無制限		対物賠償	自動車 <input type="checkbox"/> 1,000万円以上 自動二輪車及び原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 500万円以上	
	人身傷害	<input type="checkbox"/> 3,000万円以上 <small>(自動二輪車及び原動機付自転車は除く。)</small>		示談代行	<input type="checkbox"/> 対人賠償		

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

決 裁	校 長

自家用車使用登録申請書

年 月 日

(所属長) 様

職・氏名

公務に使用する自家用車の登録について、丸亀市立学校県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱い要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

免 許 証	免許の種類		取得年月日		有効期限	
			年 月 日		年 月 日	
過去1年以内の交通違反等による起訴		<input type="checkbox"/> 無		過去1年以内の免許取消し又は停止		<input type="checkbox"/> 無
自家用車	車種			車名		
	登録番号			定員	車検 人 期 限	年 月 日
	所有者			続柄		
責 任 保 険 等	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
任 意 保 険	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
	加 入 内 容	対人賠償	<input type="checkbox"/> 無制限	対物賠償	自動車 <input type="checkbox"/> 1,000万円以上 自動二輪車及び原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 500万円以上	
		人身傷害	<input type="checkbox"/> 3,000万円以上 (自動二輪車及び原動機付自転車は除く。)	示談代行	<input type="checkbox"/> 対人賠償	

(注)

- この申請書には、運転免許証(両面)、自動車検査証(自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し)、自動車損害賠償責任保険等証明書及び自動車保険証書、リース契約等に基づき借用している場合は、当該契約書等の写しを添付すること。
- 運転免許証及び自動車検査証の更新並びに登録できる条件を満たす保険契約の継続については、再度の申請は不要であるが、証書等の写しを提出すること。